主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人葉山岳夫、同田村公一、同辻惠、同千葉景子の上告趣意は、憲法一三条、 三一条、三五条一項、三七条三項違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事 実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六二年二月一二日

最高裁判所第一小法廷

郎		益	島	高	裁判長裁判官
郎	次	禮	田	角	裁判官
夫		恒	内	大	裁判官
郎		哲	藤	佐	裁判官